

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第44期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	サトレストランシステムズ株式会社
【英訳名】	SATO RESTAURANT SYSTEMS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝
【本店の所在の場所】	堺市堺区遠里小野町一丁3番111号
【電話番号】	(072)227 - 5901（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 寺島 康雄
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区遠里小野町一丁3番111号
【電話番号】	(072)227 - 5901（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 寺島 康雄
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第43期 第3四半期連結 累計期間	第44期 第3四半期連結 累計期間	第43期
会計期間		自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
売上高	(百万円)	18,698	19,130	24,646
経常利益	(百万円)	596	626	682
四半期(当期)純利益又は四半期純損失( )	(百万円)	148	2,886	170
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	65	2,897	55
純資産額	(百万円)	9,659	6,761	9,649
総資産額	(百万円)	22,926	19,036	21,821
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額( )	(円)	5.89	114.92	6.78
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	42.03	35.01	44.12

回次		第43期 第3四半期連結 会計期間	第44期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成23年 10月1日 至 平成23年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )	(円)	6.66	121.17

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第43期及び第43期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第44期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第43期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、一部に持ち直しの傾向が見られるものの、雇用情勢や個人消費の回復は見られず、電力の供給不安や欧州の債務危機による海外景気の下振れなど、先行き不透明な状況で推移しました。

外食産業におきましても、震災による消費活動の自粛ムードは和らいだものの、電力供給不足・放射能汚染の不安、風評などにより、消費者の節約志向は依然根強く、経営環境は引き続き厳しい状況で推移しております。

このような状況の中、当社グループは「最も顧客に信頼される和食レストランの実現」に向けて諸施策を積極的に推進するとともに、コストの見直しを継続し、収益力の強化に努めてまいりました。

店舗につきましては、期間満了による郊外和食店1店舗の閉店とかつや店1店舗の新規出店により、当社グループの当第3四半期連結会計期間末の店舗数は211店舗です。その内訳は、郊外和食店195店舗、すし半店13店舗、かつや店3店舗であります。郊外和食業態「和食さと」で23店舗の改装を行いました。また、全店において、節電、省エネ対策として蛍光灯以外の照明電球のLED化を図りました。

すし半業態では、旬の素材をより一層の季節感のある商品提供と品質の安定・向上のため、店舗向け食材の集中加工を行う「フレッシュセンター」の開設及び1店舗の改装を行いました。

営業施策では、主力の郊外和食業態「和食さと」では、更なる客層の拡大を目指し、しゃぶしゃぶ食べ放題「さとしゃぶ」のバリューアップを継続して実施しており、また「さと鍋四天王」と銘打ち、山海ちゃんこ鍋・すき焼き・鉄板キムチ鍋・西京味噌仕立てのモツ鍋の4種を1人前997円（税込）で提供するなど、鍋料理に関しては他の追随を許さないバリューを提供し、好評を頂きました。「すし半」におきましては、フレッシュセンターで一次加工した「寒ブリ」や、「ずわいがに」、「ふぐ料理」等の素材にこだわったフェアを実施し好評を頂きました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高191億30百万円（前年同四半期対比2.3%増）、営業利益7億47百万円（前年同四半期対比0.5%増）、経常利益6億26百万円（前年同四半期対比5.1%増）となりました。一方で、当社グループは、従前より経営体質と収益力の強化に取り組んでおり、今般その一環として、平成24年1月27日付の取締役会において本社及び商品センターの譲渡を決議しました。そのため、売却予定の固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に37億26百万円計上いたしましたので、四半期純損失28億86百万円（前年同四半期は四半期純利益1億48百万円）となりました。

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメントの業績に関する記載を省略しています。

#### (2) 財政状態の分析

##### （資産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、190億36百万円（前連結会計年度末比27億85百万円の減少）となりました。

流動資産は、52億90百万円（前連結会計年度末比14億4百万円の増加）となりました。これは主に、現金及び預金の増加10億44百万円などであります。

固定資産は、137億25百万円（前連結会計年度末比42億10百万円の減少）となりました。これは主に、土地の減少33億15百万円、建物（純額）の減少4億97百万円などであります。

##### （負債）

流動負債は、61億00百万円（前連結会計年度末比4億15百万円の増加）となりました。これは主に、買掛金の増加3億85百万円、未払金の増加1億33百万円、短期借入金の増加1億42百万円、1年内償還予定の社債の増加1億80百万円、未払法人税等の減少3億58百万円、賞与引当金の減少1億10百万円などであります。

固定負債は、61億74百万円（前連結会計年度末比3億13百万円の減少）となりました。これは主に、社債の増加6億30百万円、長期借入金の減少3億51百万円、再評価に係る繰延税金負債の減少5億76百万円などであります。

（純資産）

純資産は、67億61百万円（前連結会計年度末比28億87百万円の減少）となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』という当社のフィロソフィー(企業哲学)並びにこれに基づき築きあげられた企業価値は、当社が中長期的に発展する基礎となるべきものと考えています。

また、当社の経営にあたっては、外食産業に関する永年に亘る技術の蓄積と経験並びに当社のお取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社が事業を行っている地域におけるお客様との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。

さらに、当社は、地域社会において潤いのある、楽しい食事の機会を提供するという地道な努力・実績の積み重ねこそが企業価値の拡大を導くものと考えており、とりわけ、短期的な目先の利益追求ではなく、腰を据えて社会の繁栄に役立つ様々な事業活動の推進等の中長期的に企業価値向上に取り組む経営こそが、株主の皆様全体の利益の拡大に繋がるものと考えております。

当社が携わる外食産業は、人びとが生きていく上で不可欠な「食」を担うものであり、食の安全を十分に意識して取組んでいく必要があります。このような取組みと実績の積み重ねは、当社の更なる飛躍の基礎であり、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であり、当社の財務及び事業の方針の決定は、このような認識を基礎として判断される必要があります。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の事業及び経営の方針に直ちに大きな影響を与えうるのであるところ、大規模買付行為の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があるという結論に至りました。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

#### 基本方針の実現に資する取組み(企業価値及び株主利益向上に向けた取組み)

当社は、当社創業者が昭和33年11月に法善寺横丁に飲食店「すし半」を開店し、すしと素材盛り沢山の鍋を安価で提供することにより「働く者の鍋屋」として絶大なご支持を頂いたことに始まります。

以来、今日まで、お客様の食生活への貢献を企業目的として、和食レストランチェーン「和食さと」「すし半」「さとすし半」を中心にして取組んでまいりました。

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』というフィロソフィー(企業哲学)の下『DREAM〔夢見る〕パートナーと共に、夢の実現をめざします。』、『ENJOY〔楽しむ〕カスタマーと共に楽しさを分かち合います。』、『LOVE〔愛する〕コミュニティーを愛し、人びとと共に生きます。』という3つの経営理念を掲げています。レストランとしてお客様をはじめ地域社会に親しまれる経営を心がけるとともに、従業員との協働を通じて、食を通じた社会への貢献を実現するべく、日々の企業活動の担い手である従業員との信頼関係の構築に努めており、かかるフィロソフィー(企業哲学)の下、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく日々経営努力を重ねております。

当社は、企業価値・株主共同の利益向上のための施策として、同業他社に先駆け、以下のとおり、取組んでまいりました。

#### ア 安全・安心への取組み

当社は、食の安全・安心とはなにか、外食産業としてどう取組むべきかを真摯に考え続けてまいりました。その答えの一つとして平成12年2月に安心宣言を行い、平成15年11月に小冊子「『安全』『安心』への取組み」を発行しております。

#### イ 環境問題への取組み

当社は、経営の重要な柱にコンプライアンスを挙げ、環境保全についても「環境基本法」をはじめ環境への負荷が低減される社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」それらに基づく「リサイクル関連7法」「エネルギー使用合理化法」など様々な法令を遵守しております。

#### ウ 企業環境整備への取組み

当社は、経営理念にも謳っている「仕事を通じて夢を実現できる会社」を目指し、互いの人権や人格、価値観を尊重した安全で働きやすい職場環境の整備に努めております。

また、当社は、地域においてなくてはならない企業たるべく、適正な利益を確保しつつも、様々な事業活動を通じて社会の繁栄を実現するべく努力を重ねてまいりました。今後もかかる事業活動の積み重ねにより、「最も顧客に信頼される和食レストラン」の実現を図り、社会から真に必要なとされる企業を目指し成長を続ける所存です。

さらに、当店をご利用頂くお客様に、より当店への理解と愛着を深めて頂き、ひいては、当社の株主としてのご支援を頂くことを念頭に、個人株主の形成に向けて株主優待の充実をはじめとする株主への利益還元にも取組んでおります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第40期定時株主総会において、株主の皆様から「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）についてご承認をいただいております。現プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第43期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社取締役会は、平成23年5月13日、本総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応方針を「本プラン」といいます。）し、本総会の日から3年間（平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時まで）継続することを決議し、本総会において承認をいただいております。

本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しており、独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している弁護士、公認会計士、実務家等から選任しております。当社取締役会は、対抗措置の発動を検討する際に、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重することといたします。

この枠組みにより、対抗措置を発動するか否かについての当社取締役会の判断の合理性、公正性、客観性が担保されていると考えております。

また、本プランは、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止させることが可能です。当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所そのほかの公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ、本プランを見直すこととします。

こうしたことから、当社取締役会は、上記 の取組みが当社の上記 の基本方針に沿うものであり、企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,394,380	25,394,380	大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	25,394,380	25,394,380		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		25,394,380		5,592,458		2,960,858

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 271,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,121,900	251,219	
単元未満株式	普通株式 880		
発行済株式総数	25,394,380		
総株主の議決権		251,219	

(注) 単元未満株式の普通株式には、当社所有の自己株式40株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) サトレストランシステムズ 株式会社	堺市堺区遠里小野町 1 - 3 - 111	271,600		271,600	1.07
計		271,600		271,600	1.07

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	執行役員 人事総務本部長・ 店舗開発部・ 建築部・ CSR推進部担当	取締役	執行役員 人事総務本部長・ 店舗開発部・ 建築部担当	永井正信	平成23年12月1日



## 第4【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,868,110	3,912,280
売掛金	166,863	228,804
商品及び製品	115,428	127,804
原材料及び貯蔵品	342,224	544,007
繰延税金資産	220,044	124,554
その他	173,207	352,864
流動資産合計	3,885,879	5,290,316
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,430,472	1,933,415
土地	9,425,318	6,110,082
その他(純額)	777,560	739,272
有形固定資産合計	12,633,350	8,782,769
無形固定資産	357,490	335,888
投資その他の資産		
投資有価証券	493,303	431,130
長期貸付金	467,873	445,244
差入保証金	3,187,806	3,010,970
繰延税金資産	538,927	424,045
その他	257,119	295,027
投資その他の資産合計	4,945,029	4,606,418
固定資産合計	17,935,870	13,725,076
繰延資産	-	20,737
資産合計	21,821,749	19,036,129

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	511,762	897,188
短期借入金	-	142,500
1年内償還予定の社債	-	180,000
1年内返済予定の長期借入金	2,995,963	3,052,296
未払金	1,003,423	1,136,647
未払法人税等	389,859	31,133
未払消費税等	95,602	86,699
賞与引当金	295,000	185,000
店舗閉鎖損失引当金	50,000	50,000
その他	343,167	339,124
流動負債合計	5,684,779	6,100,589
固定負債		
社債	-	630,000
長期借入金	4,948,507	4,596,910
再評価に係る繰延税金負債	917,768	341,150
役員退職慰労引当金	31,403	31,403
資産除去債務	226,285	228,336
その他	363,773	346,336
固定負債合計	6,487,738	6,174,137
負債合計	12,172,517	12,274,726
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,592,458	5,592,458
資本剰余金	3,224,180	3,224,180
利益剰余金	894,532	1,281,740
自己株式	192,544	192,544
株主資本合計	9,518,627	7,342,354
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,820	71,295
土地再評価差額金	119,198	606,409
その他の包括利益累計額合計	108,377	677,704
少数株主持分	22,228	96,753
純資産合計	9,649,232	6,761,403
負債純資産合計	21,821,749	19,036,129

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	18,698,732	19,130,295
売上原価	5,531,385	5,857,795
売上総利益	13,167,346	13,272,499
販売費及び一般管理費	12,423,155	12,524,895
営業利益	744,190	747,604
営業外収益		
受取利息	8,808	8,298
受取配当金	11,828	12,476
受取家賃	90,928	77,604
雑収入	38,556	34,806
営業外収益合計	150,122	133,186
営業外費用		
支払利息	152,765	134,903
不動産賃貸費用	75,607	63,867
雑損失	69,624	55,495
営業外費用合計	297,997	254,266
経常利益	596,315	626,524
特別利益		
固定資産売却益	-	3,462
関係会社事業損失引当金戻入額	22,419	-
特別利益合計	22,419	3,462
特別損失		
固定資産除却損	14,464	20,072
賃貸借契約解約損	109	-
減損損失	-	3,737,695
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	154,814	-
特別損失合計	169,388	3,757,768
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	449,346	3,127,781
法人税、住民税及び事業税	196,785	73,344
法人税等調整額	129,732	316,633
法人税等合計	326,517	243,289
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	122,828	2,884,492
少数株主利益又は少数株主損失( )	25,210	2,495
四半期純利益又は四半期純損失( )	148,039	2,886,987

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	122,828	2,884,492
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	57,333	60,474
土地再評価差額金	-	47,914
その他の包括利益合計	57,333	12,560
四半期包括利益	65,495	2,897,052
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	90,705	2,899,547
少数株主に係る四半期包括利益	25,210	2,495

## 【追加情報】

当第3四半期連結累計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

## 【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)																			
	<p>減損損失</p> <p>当第3四半期連結累計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産グループの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社及び商品センター</td> <td>土地及び建物等</td> <td>堺市</td> </tr> <tr> <td>賃貸店舗</td> <td>建物等及び借地権</td> <td>大阪市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>本社及び商品センターの固定資産に関しましては、平成24年1月27日付取締役会において譲渡を決議し、それに伴い売却予定の固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>また、賃貸店舗における営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物等</td> <td>411,273</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>3,315,236</td> </tr> <tr> <td>借地権</td> <td>11,186</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,737,695</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 資産のグルーピング</p> <p>キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産・遊休不動産及び売却予定資産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法</p> <p>本社及び商品センターの回収可能価額は、正味売却価額により測定し、正味売却価額は譲渡契約に基づく売却予定価額等により算定しております。</p> <p>また、賃貸店舗の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、取引事例等を勘案した合理的な見積りにより算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。</p>	用途	種類	場所	本社及び商品センター	土地及び建物等	堺市	賃貸店舗	建物等及び借地権	大阪市	種類	金額	建物等	411,273	土地	3,315,236	借地権	11,186	合計	3,737,695
用途	種類	場所																		
本社及び商品センター	土地及び建物等	堺市																		
賃貸店舗	建物等及び借地権	大阪市																		
種類	金額																			
建物等	411,273																			
土地	3,315,236																			
借地権	11,186																			
合計	3,737,695																			

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	557,695千円	573,192千円

## (株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

当第3四半期連結累計期間中における配当金の支払額はありませぬ。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	62,806	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	5円89銭	114円92銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 ( )(千円)	148,039	2,886,987
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額( )(千円)	148,039	2,886,987
普通株式の期中平均株式数(株)	25,124,049	25,122,740

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりませぬ。また、当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりませぬ。

## (重要な後発事象)

該当事項はありませぬ。

## 2【その他】

該当事項はありませぬ。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月 9日

サトレストランシステムズ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 辻 内 章 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 千 崎 育 利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサトレストランシステムズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サトレストランシステムズ株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。